

総務産業委員会報告書

令和8年6月17日

備前市議会議長 石 原 和 人 様

委員長 青 山 孝 樹

令和8年6月17日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件		審査結果	少数意見
議案第66号	備前市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第67号	備前市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし

<所管事務調査・報告事項>

➤ 総務部の所管に関する事項について

- ・市の訴訟事案について（総務課）
- ・台風6号及びそれに伴う雨による被害状況等について（危機管理課）
- ・これからの公共施設の在り方を話し合うタウンミーティングの開催について（施設マネジメント推進課）

➤ 総合政策部の所管に関する事項について

- 地域未来交付金の活用等について
- 財政調整基金の状況等について
- 備前緑陽高校生の市営バスの利用等について
- デマンド型乗り合いタクシーの利用等について
- 頭島における市営バスの運行要件について
- 住宅リフォーム助成事業について

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第66号の審査	2
議案第67号の審査	4
会計課の所管に属する事項について	6
監査委員の所管に属する事項について	6
総務部の所管に属する事項について	6
企画財政部の所管に属する事項について	14
閉会	29

総務産業委員会記録

招 集 日 時	令和8年6月17日（水）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時32分	開会　　～	午後0時04分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第2回定例会）の開催		
出 席 委 員	委員長	青山孝樹	副委員長	松本　仁
	委員	尾川直行		森本洋子
		石原高志		杉原五郎
		尾尻雄平		
欠席・遅参・早退委員	なし			
列 席 者 等	議長	石原和人		
傍 聴 者	議員	中村国広	藤原智恵	
	報道	あり		
	一般	あり		
説 明 員	総務部長	石原史章	総務課長	難波広充
	危機管理課長	菊川智宏	施設マネジメント 推進課長	高坂　泰
	総合政策部長	榮　研二	企画課長	木和田純一
	財政課長	三宅貴夫	交通政策課長	河上洋之
	会計管理者	草加浩一	監査委員事務局長	奥山治久
審 査 記 録	次のとおり			

午前9時32分 開会

○青山委員長 ただいまの御出席は7名でございます。

定員数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、総務部、総合政策部、会計課、監査委員関係の議案の審査と所管事務調査を行います。

つきましては、円滑なる議事の進行に格別の御協力をお願いいたします。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

まず、議案第66号備前市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案第66号について、質疑を希望される方の発言を求めます。

○尾川委員 質疑の中で派遣1名ということですけど、今後どういうふうを考えていくのかと、条例の一部改正についての影響を説明してください。

○難波総務課長 派遣1名ということでございますが、既に派遣しております職員で、今年度末をもって帰任する予定になっております。

今後の派遣の予定については今のところはございません。

影響額でございますが、いわゆる在勤手当というものに、外国勤務手当というものになります。国で言いますと在勤手当、在外公館の勤務手当ということになりますが、これまで本人につきましては基準額の80%、配偶者につきましては20%支給されていたものが、配偶者への手当が13%に、高校生世代までの同行する子供については、今まで子女手当はございましたが、在勤手当としては支給がございませんでした。それが、基準額の8%支給され、1人当たり8%支給されることになります。

それに伴いまして、本市で、今、派遣している職員につきましては配偶者のみとなりますので、配偶者分が変更となります。

これは経過措置がございまして、今、お話ししましたように、8年度だけの支給となる見込みでございますので経過措置に該当します。現在、派遣しております職員につきましては、現行の基準で考えますと39万200円の在勤手当が支給されていたものが、配偶者の経過措置分といいますのが、先ほど13%と言いましたが、経過措置の期間がございまして、17%となります。それで計算しますと、配偶者のみの支給につきましては37万8,000円、本人プラス配偶者で37万8,494円となりまして、影響額としましては1万1,706円減額で支給となるものでございます。

○尾川委員 結局、減額になるということ。

○難波総務課長 はい。

○尾川委員 普通アップするのが常識的な判断だけど、減額というのはちょっと、行つとる人にしては大変かと思う。

○難波総務課長 今回の改正につきましては、同行する子供がいる場合に、1人当たり8%の増

額で措置、子供に対しての手当というか、費用、かかる経費について措置されるのに重きを置かれた改正になっておりますので、配偶者のみとなる場合は少し減額となるものでございます。

○尾尻委員 この特殊勤務ですが、あちらに行かれて何を主にされているんですか。

○難波総務課長 出向先のほうが、自治体国際化協会になります。そちらのほうの業務としましては、自治体関係者が、今現在、派遣していますフランスの場合ですけど、フランスとかを訪れた際、日本の自治体関係者の現地でのアテンドや関係機関との面会等の調整を行ったりというのが主な内容となります。基本的には日本国内から行った方の海外での活動支援が1つございます。

そのほか、日本文化の発信業務、現地での発信業務、国の政策に関する現地の自治体とかフランスの国内での法制度とかの研究とか情報分析の事業等に当たっておるところでございます。

○杉原委員 そもそも国が帰国子女の加算を新設したのかという国レベルの法改正の根本的な背景を伺うことは、もし所管外であれば差し支えはないので、分かる範囲で結構です。

○難波総務課長 こちらは国の資料にはなりますが、在外公館、名称、位置、給与法改正の案の概要がございます。改正の趣旨としましては、共働きの職員、女性職員の増加に伴い、在外職員の家族構成や赴任形態が多様化していることを踏まえ、各家庭の家族構成等の実態に応じた手当の支給を行うために、在勤手当の見直しを行うということになっております。

主な内容としましては、配偶者の手当、同行子女手当、単身赴任手当の新設などが内容になっております。

○杉原委員 先ほどの話でもあったように、実質的に減額となっているという実態もあると思う。一方で、ほかの議論で行われていることにインフレスライドがあるわけです。ましてや円安。国の方針として、今言っている多様化に対応するというのはもったもだと思う一方で、減額になっているという職員がいらっしゃるのも、また事実と思うが、そのあたり、どう捉えますか。

○難波総務課長 国の配偶者手当の見直しというところでございますが、これまで配偶者のほか、子供とかの同伴に係る追加的経費については、配偶者手当に含まれるという形の整理であったものを、人数に応じて追加で支給できるように、1人当たり基準額の8%を追加で支給できる形で改正が行われたものと考えております。

○杉原委員 実質的にはプラスにはなってない、けど要件が変わったので、追加で何か手当の処置を申請できるということですか。ちょっと理解が及ばなかったもので、もう一度教えてください。

○難波総務課長 同行するお子さんがおられた場合にはプラスになるものでございます。今回の場合、配偶者のみの同行ですので、そういったところで法の改正に伴い減額となっているものでございます。

○杉原委員 実質的には、単身は減額になるという単純な理解でよろしいですか。

○難波総務課長 はい、単身の場合は減額となる整理で間違いないかと思います。

○杉原委員 配偶者の定義の中に、少し分かりにくい文言があって、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、事実婚が含まれることが明記されています。

主として、当該外国職員の収入により生計を維持している者に限るという条件が設定されているが、具体的にどういった書類とか手続によって、市として客観的にその事実を事実婚だと確認することができるのでしょうか。

○難波総務課長 現在、そういった該当の職員がいないので、具体的な手続について今思い浮かばないというところが実際ですけど、当然、一般の職員であれば生計同一といいますか、維持しているという扶養の確認とか、そういった手続が必要になるかとは思っております。

○杉原委員 現時点では、1名、パリということで、今年度、帰られる、しかもその方が、今言われたことに該当しないということではあると思うが、多様性を加味した国の方針への追従であるのであれば、事実婚をどういう形で透明性を図ったり市として受け止めていくかは、課題になると思いますので、またそのあたり、今後、考えられることがあればお願いしたいと思います。事実婚はちょっと分かりにくい、具体的に何をもって事実婚と認めるということまでは記載がなかったので、そこは該当がないけど、今後の課題と捉えました。

○難波総務課長 ほかの制度にも言えることだと思いますので、その兼ね合いといいますか、ほかの制度も参考にしながら決めていきたいというところは考えております。

○杉原委員 海外のこういったことならず、例えば移住・定住も含めて、いろんな方に来ていただける明確なものがあれば、備前市として分かりやすい整備になろうかと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○青山委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第66号の審査を終わります。

次に、議案第67号備前市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案第67号について、質疑を希望される方の発言を求めます。

○杉原委員 増額されている地域もあるけど、福岡県は減額になっています、これは何ですか。

○難波総務課長 国の基準額の改定に伴いまして、条例を改正させていただいております。質疑でもございましたが、国の制度につきましては、財務省が調査する民間企業の出張経費の調査に基づいて行われておりまして、増額になっているところも減額になっているところも、その調査に基づいて判断されたものと理解をしております。

○杉原委員 出張される職員の意見とかは特に聞かず、国の方針に一旦従うというのももちろんだとは思いますが、減額されていることに対しての、安いんじゃないかと思う部分もあるんです。

国としては、もちろんそういうジャッジとは思いますが、実質的に、例えば実費で職員が払わなくちゃいけないとか、例えば思ったようにホテルが取れないので、今回の視察はやめようとか、そういうことよりかは、十分な支給額があつて、十分な視察に行ける。例えばその費用に対して不安がないほうが、行政サービスとしては充実すると思う。国の方針が決まっているのはもちろんだとは思いますが、そのあたりに関しては何か考慮されたことはありますか。

○難波総務課長 当然、業務のために出張するので、当然かかった経費は基本的には公費で見るべきだということでは、委員がおっしゃるとおりだと私も思います。ただ、支給する基準をどこに定めるかというところで言いますと、条例で定めているんですが、国の国家公務員の支給基準、客観的な調査に基づくものでございますので、そちらで基準を設定させていただいているというところで御理解いただければと思います。

○杉原委員 おっしゃられていることももつともだと思います。理解も及ぶが、実際、多くの宿泊費等の基準額が引き上げられてる一方で、埼玉県と福岡県は、逆に下がっている。明確な理由を説明していただけるのも、国の方針として示されているので難しいとは思いますが、職員は実際どう思っているのかというのが気になりました。

国の方針に従うというのはもちろん必要だと思うが、現場の方がこれで本当にいいのかということの調整は図られてないですか。

○難波総務課長 原則、国の基準で定めてはおります。

例外ということは、あまりないことだとは考えているんですけど、原則どおりで運用というところはあるんですが、旅費の調整という規定もございます。実態に合わせた運用ができないわけではない条例にはなっております。

あまりにも乖離が激しいときには、そういった規定の運用も考えることはできるものでございます。

○杉原委員 おっしゃられていることも、よく分かるが、職員が我慢してお金を出すみたいなことはあっちゃなんらと思う。なので、そこは丁寧に扱ったほうが、視察とか急なことがあつて行かなくちゃいけないとなっても、前日に取るとやっぱり高かったりするわけです。

そういったことがあったときに、後から考えるというふうにも聞こえるわけです。後づけで、こういうことが頻発したので、それは後で追加、例えば今1万8,000円が前日で3万円だったから、その3万円はしょうがなかったから、それが例外として認められるということも、後から考えることもできるということをおっしゃったということによろしいでしょうか、今のは。

○難波総務課長 基本的には、基準額がございますので、そちらで収まる旅費の行程を組んでいただくというのが前提になっております。

先ほど言われた、今日直ちに出発しないといけないといった場合でありまして、事前に出張命令を受けて、旅行命令を受けて職員は出張するようになりますので、事後ではなく、事前にその申請を受ける形になる、そういう運用になるように考えております。

○杉原委員 そういった配慮があるのであれば、今言ったことでもカバーできる範囲も広がろうと思いますので、よろしくお願いします。

これは、実費の支給じゃなくて、定額の支給だと考えていいわけですね。

○難波総務課長 宿泊費につきましては、あくまでも定められているのが上限でございます。

○杉原委員 上限ですか。

○難波総務課長 はい。上限の範囲内での実費支給になるものでございます。

○杉原委員 JRとか、ほかの宿泊施設とかの前日の、さっきのいきなり入ってしまったりすることに対して言ったけど、ダイナミックプライシングみたいのがやっぱり運用されつつあるので、花火も、例えば特等席をつけて、運用に対して全体の年間のバジェットがちゃんと取れるようにとか、お盆時期にはプライスを上げるとか、正月にはプライスを上げるとか、それが宿泊費にも運用されて、例えば税金も取るみたいな形の流れにはあるので、前もっていろいろな計画を立てながら、宿泊、出張の打診をされるということだったので、その辺に関しては安心かなと思う一方で、そういった世間の流れも、プライス変動しますのでというところをよくよく考えられて、改正が必要な場合には柔軟に対応してあげるほうが、職員としては安心というののもちょっと感じましたので、意見させていただきました。

○青山委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第67号の審査を終わります。

以上で議案についての審査を終了いたします。

続いて、レジュメのとおり、報告事項、所管事務調査を行ってまいりたいと思います。

それでは、会計課の所管に属する事項について報告がありましたらお願いします。

○草加会計管理者 会計課から特段の報告事項はございません。

○青山委員長 皆さんから、所管事務調査はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、会計課の所管に関する事項については終了させていただきます。

続いて、監査委員の所管に関する事項について、まず報告事項がありましたらお願いします。

○奥山監査委員事務局長 監査委員事務局からは報告事項はございません。

○青山委員長 委員の皆さんから所管事務調査ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ございませんので、監査委員の所管に属する事項については終わらせていただきます。

続いて、総務部の所管に属する事項についてお願いします。

市の訴訟事案について、総務課から資料が出ておりますので、資料の説明からお願いします。

○難波総務課長 訴訟の一覧ですが、昨年度から、総務産業委員会のほうで資料として報告させていただいているものになります。

今回、お配りした資料ですが、赤字になっている部分が、前回報告以降、変更があった内容になります。

そうしたところでお聞きいただけたらと思います。

現在、市が当事者である訴訟については、書いてありますとおりのものになります。

初めに書いております保護変更決定処分取消請求訴訟につきましては、平成25年に国が行った生活保護の基準改定に違法性があるとして全国的に争われている案件でございます。

市側は、一審の判決を受けて控訴しておりましたが、令和8年3月12日付で、一審判決は正当とし、控訴が棄却され、確定されました。本件につきましては、これで終結となるものでございます。

それでは、1番の住民訴訟についてでございます。

新市庁舎建築工事に関して、高落札であったことを理由に、談合があったと推認できるものであり、市が余計な支出をしたとして、市長に対して、元市長への損害賠償請求を提起することを求めている事案になります。

一審判決は、令和7年12月10日に、原告らの請求が棄却ということになりましたが、同年12月25日の控訴を受けて、現在、控訴審の継続中でございます。

なお、明日6月18日には、控訴審の判決が予定されているものでございます。

2番の損害賠償請求事件につきましては、元地域おこし協力隊員が、業務内容のそごにより退任した後、市に対して、退任後の報酬について支払いを求めた損害賠償を求める事案でございます。

一審判決は、令和8年4月22日付で、原告の請求が棄却されております。5月に原告側が控訴をされまして、現在、控訴審の継続中となっております。

ただ、控訴につきましては、5月にあったということはお聞きはしているんですけど、まだ文書での訴状は届いていない状況でございます。

続きまして、3番、住民訴訟でございます。

令和5年度のオリックス・バファローズの観戦、応援ツアー関係の契約手続に違法があるとして、市長に対して、前市長への損害賠償請求を提起することを求める事案でございます。

一審判決は、令和7年11月13日付で、原告の請求をいずれも棄却ということになっておりましたが、その後、控訴されまして、控訴審の判決が、先般、令和8年6月4日付でありました。相手方控訴についての訴えのうち、令和5年6月9日付の委託契約の締結を求める違法性、締結をめぐる違法性につきましては、めぐる違法を理由とした被控訴人に対し、補助参加人損害賠償を請求するよう求める部分は却下されております。そのほかの請求については、一審と同様、棄却というような内容でございました。

4番の住民訴訟でございますが、令和6年度のアメリカの歴史、文化、伝統を体験するツアーに係る支出に違法があったとして、市長に対して、前市長への損害賠償請求を提起することを求める事案でございます。

令和7年6月16日に提訴され、現在、第一審が継続中であります。次回の期日は、来月7月17日、5回目を迎える予定としております。

5番の契約締結請求事件でございますが、令和7年度の市内小・中学校、こども園に配置しましたALTへの支援業務の委託契約について、一方的に破棄されたなどとして、契約締結を求め、さらに令和8年、9年度についても、市が契約締結義務を有することの確認を求められている事案でございます。

令和7年9月16日に提訴され、第一審が継続中でございます。次回期日は、本日、6月17日で3回目を予定しております。

6番、住民訴訟につきましては、図書館用地における埋設物撤去費用等の支出が違法な行為であったとして、前市長に対して、これらの費用及び利息相当額の損害賠償請求の訴えを求める事案でございます。

令和8年3月5日に提訴され、現在、第一審が継続中でございます。次回期日は8月5日が予定されており、2回目の期日となるものでございます。

それから、7番から9番でございますが、市が控訴、訴えを提訴したものでございます。

こちらは、市が所有する土地に放置された自動車の撤去及び占有に係る使用料相当額の支払いを求め、昨年11月議会において議決いただき、市が提訴した事案でございます。

現在、第一審が終結したものが6番と7番の2件でございます。それからまた、もう一件についても、市営香登駐車場につきましては6月中の判決が予定されているというふうにお聞きしております。

○青山委員長 説明が終わりましたが、これに対して質疑はありますか。

○森本委員 6番までは係争中でしゃべれませんというお話があって、7、8、9は、結局、いまだに車両は撤去されてないということによろしいんですか。

○難波総務課長 7番、8番につきましては、まだ未撤去の状態でございます。一応、判決におきまして、備前斎場、日生病院の駐車場の車両につきましては、そちらにも書いておりますとお

り、車両撤去の請求をそのまま認めていただいているという判決でございますが、もし相手方が動かさないというところになりましたら仮執行等もできる内容となっております。

まず、車両の撤去していただいて、駐車場としてきちんと使えるようにというところが一番じゃないかと考えてはおります。

○森本委員 金員の支払いということも書かれているけれども、請求されているのは、きっと全額をというふうには思っていないけど、ある程度の額を請求されてると思うけど、やっぱりそこら辺がネックになってるというお考えでしょうか。話が進まないというのは。

○難波総務課長 7番と8番につきましては、市の所有地になります。駐車場というわけでもございませんので、占有面積に応じた金額相当額を計算して請求しているものです。

9番の香登駐車場につきましては、駐車場使用料は条例上定められておりますので、それを基に計算した駐車料金から既に支払い済みのものを差し引いたものというところをベースに、基準に考えております。

○森本委員 何か9番は結局、支払い済みということは、支払いされてる部分があるということですか。止めていた期間に支払いをされてた部分があって、あと支払いされてない部分をこのたびはしているということですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、分かりました。

○松本副委員長 市が訴えられとる1番から6番までについて、市側は誰が対応してるんですか、市の顧問弁護士ですか、それとも職員が行くことはあるんですか。

○難波総務課長 裁判には、当然、顧問弁護士の方と、市側から総務課の職員が出席しております。

○青山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、危機管理課から、台風第6号による被害状況について報告をお願いします。

○菊川危機管理課長 6月2日から3日にかけて通過しました台風6号及びそれに伴う雨による被害状況等について御報告申し上げます。

備前市では、警報の発表等はなく、災害対策本部の設置等はありません。

市内での被害につきましては、全体で、林道で1件、農道で1件、それから倒木が5件、それから市の施設等の被害1件を聞いております。

具体につきましては、林道は三石の林道で、雨で流れた土砂等が道路を塞ぐような形で堆積しまして、通行止めの規制を行っております。こちらのほうは既に復旧しております。それから、佐山地区、農道のり面の一部が崩落して、現在も部分通行止めとなっております。

それから、倒木5件につきましては、全て速やかに撤去作業を実施済みです。

それから、市の施設等ですが、1件、南大窯跡の西側の溝の側面の一部が崩落したということで報告を受けております。

その他としましては、3日の深夜から朝にかけて、日生、大多府島と鴻島で停電がありまして、中国電力ネットワークが復旧作業を行いました。そちらからの情報では、樹木の接触によって約120戸が停電したということで、その日の午前中、早いうちには復旧したということの報告を受けております。

○青山委員長 台風6号による被害状況の報告がありましたが、これについて何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、施設マネジメント推進課より、これからの公共施設の在り方を話し合うタウンミーティングの開催について、資料が出ておりますが、説明をお願いします。

○高坂施設マネジメント推進課長 タウンミーティングの開催について報告いたします。

お配りいたしましたチラシのとおり、今週末の6月20日土曜日を初めとして、毎週3週にわたり、備前市民センター、日生市民会館、吉永地域公民館において、それぞれ会場となります。ホールは改修並びに今後の施設の在り方について、市民の方から率直な御意見やアイデアをいただくことを目的として、タウンミーティングを開催いたします。

6月広報やホームページでの募集は行ってまいりましたが、議員の皆様へ御案内ができておらず、今日の御報告となり、大変申し訳ございませんが、御参加いただけるときは、明日18日までに二次元コード、お手元にあります二次元コードから電子申請によるか、お電話で直接、施設マネジメント推進課まで申込みをお願いいたします。

○青山委員長 施設マネジメント推進課からタウンミーティングの報告がありましたが、委員の皆さんで質疑はありますか。

○杉原委員 これは、今、何人ぐらい集まっているか、教えてもらってもいいですか。

○高坂施設マネジメント推進課長 現在、備前地区が14人、日生地区が1人、吉永地区が12人、吉永地区が12人でございます。

○杉原委員 日生はすごい少ないと思うけど、何か原因が、告知が遅かったのか何か、ほかとの差分があるのかと思っただけです。

○高坂施設マネジメント推進課長 原因について、ちょっと分析まではできてないですけど、告知としては全地域一緒ですので、特に差別、区別もしておりません。今後、日生地区1人だけということで、タウンミーティングの開催はちょっとどうかなというところがありますので、市の関係部署にも協力を得ながら、各行政の関わりのある団体とか、もちろん利用者の方にもお声がけしているんですが、それを引き続き続けていきたいと思っております。

今、申しあげました18日までという締切りですが、これも延長して直前まで努力していきたいと思っておりますので、議員の皆様にもちょっと御協力をいただければ大変助かります。御友人とかにお声がけいただければ大変助かりますので、よろしくお願いいたします。

○杉原委員 これは、いつから告知されてますか。

○高坂施設マネジメント推進課長 6月広報に、まず載せておりますので、5月の終わりぐらい

にはお手元に届いている方もいらっしゃると思います。それから、ホームページについて、ちょっと遅くなったのですが、6月の初めに開設をしまして、同じく募集をしております。あわせて、先ほど申し上げましたが、市の関係団体の方にもお声かけをさせていただいたところがございます。

○杉原委員 人数的に言って、多分、日生の1名は特に少ないですけど、十分な人数が集まるとは言えないと僕は思う、この数字に関しては。今後の課題として考えればいいという部分もちろんあると思うが、周知方法、ホームページと広報だけでは、今の話で言うところと十分ではないと思います。

告知期間、いろいろ業務が重なったり選挙もあった中で、タウンミーティングもという形は大変だと思います。ですが、やっぱり期間も短かったのかなと思います。

これは延長されてますね。18日まで延長して、さらに集まらなければさらに延長するとなると、前段階の告知方法に関しても改善の余地があるかな。さらに、告知期間に関しても、両方考え直したほうがいい部分があるのかなと思いますが、どうでしょうか。

○高坂施設マネジメント推進課長 委員おっしゃるとおりで、告知期間についても、いつまですれば十分かというところも、私どもは大変悩ましいところがございます。今の御指摘、十分考えまして、さらに参加者を増やしていきたいと思っております。

ただ、今度、一番初めが備前市民センターで、備前地区のタウンミーティングが6月20日でございます。それに合わせて、3地区の期限を一緒にしてしまったというところも反省点ではございます。直前まで、やっぱり参加者の方に、参加できる環境を整えていきたいと思っておりますので、御指導のほうをよろしくお願いいたします。

○杉原委員 これは、たくさんの方に来ていただくほうが関心度も高まろうとは思っているので、もちろんそれを希望されてのことだと思う。申込みはやっぱり必要だったんでしょうか。

○高坂施設マネジメント推進課長 会場のことがございます。あと、資料配付のこともございますので、やはり参加人数は押さえておきたいというところがございまして、一応、今、30人程度というところで募集をかけたところがございます。

○杉原委員 これは、当日でも入場できるんですか。

○高坂施設マネジメント推進課長 はい、当日でも可能だと思いますけど、大勢来られると資料の配付が間に合わないかもしれませんが、若干余裕を持っていこうと思っておりますので大丈夫です。

○杉原委員 やはりたくさんの方に来ていただく、当日の資料のこともあろうかとは思いますが、当日来ても大丈夫だよという構えはあってもいいのかなと思うので、これだと何か予約して行ける人しか行けないのかなというふうにも見える部分があるので、今後、そういったところが改善に向かえば、また肩肘張らずにといいますか、自分が行って何か物を言えるのかなという雰囲気になればなるほど、市民の声が反映される形にはなろうかと思いますので、そういったことをまた御考慮いただけるといいかとは思いました。

○尾川委員 今、資料を見て、その目的、3つ、センターと会館と公民館の改修ということだけに限定しておるように見えるが、そのあたりと、それから担当者は、どういうスタンスでこの意見をミーティングしようとしとんかをお聞きしたい。

○高坂施設マネジメント推進課長 この3件につきましては、契機となりましたのが、令和8年2月議会、備前市民センターほか2施設の空調設備改修費を減額する一般会計補正予算を提案したところ、当初の計画どおりの改修費を確保する委員会修正案が可決されたということが契機としてはあります。

3施設の空調設備を直すというところが、合わせて1億円ほどかかるというところでございまして、これが市民センターだけに限らず、今、公共施設マネジメントというところでは施設マネジメント推進課が中心となって進めておりますが、どこまで改修をしてこの施設を維持していくのかというところが悩ましいところでございます。

今、人口減少も進んでおります。財政状況というところも限られたものがございます。その中で、この3施設に先行して、今回、タウンミーティングを開催するんですが、財政状況とか人口減少の背景を説明いたしまして、それで維持管理費、それから更新費用、こちらがかかるということを御提示いたしまして、市民の皆様から、率直にどういうふうにしていったらいいとか、アイデアをいただくというのがスタンスでございます。

ですので、3施設に限ったというところではございますが、全体の施設マネジメントの中の3施設という位置づけで考えていただければと思っております。

○尾川委員 たしか調査費用がついとったと思う。それと公共施設全体に触れていくんか、取組のスタンスがどういうことを本当に目的にしょんか。30人程度、人員もある程度限定して、申込みせえと、その辺で何か制約があるような、疎外感があるけど。

公共施設の見直しを、全体的な話なんか、3つだけなんか、コンサルを入れとんか、あんたらが聞くんか、誰が聞くかということをお聞きしたい。

○高坂施設マネジメント推進課長 今回のタウンミーティング、3回のコーディネーターへ、岡山大学の三村教授にお願いしとるところでございます。

今回、共挑という団体と委託契約を結んでおりまして、その一環として今回タウンミーティングの主催というか、主となって説明もいただきますし、意見の取りまとめもお願いしているところでございます。

もちろん、職員も行って、説明もさせていただきますし、資料も作成しておりますので、コーディネーターの方と職員、一体となって進めていきたいと思っております。

○尾川委員 広報とホームページに岡大の先生が来られて話をすることは書いとられるんかな。

○高坂施設マネジメント推進課長 今、御指摘いただいたんですけど、先生がコーディネーターをするということは一切書いておりません。そこは反省するところではございます。

○尾尻委員 このタウンミーティングですけど、何回目の開催ですか。

○高坂施設マネジメント推進課長 この3施設の空調設備、また全体の公共施設のことについて

するのは初めてでございます。

○森本委員 正直言うて、空調設備、利用されてない方はあまり関心がないけど、過去に利用されてきた方はやはり早く直してほしいという御要望が多いのは聞いてるけど、利用されている団体にはお声がけはされてるんでしょうか。

○高坂施設マネジメント推進課長 利用されてる方にも、特に利用されてる方を、参加くださいというところもあり、団体もありますし、特に全利用者の方に申込みをお願いしますということとは周知しておりません。

○森本委員 つまり、ある程度の団体にはお声がけはしているということで理解しとってよろしいですか。

○高坂施設マネジメント推進課長 そのとおりでございます。さっき委員がおっしゃられましたように、利用されてない方にも、もちろん意見をお聞きしたいし、利用されてる方についても、やっぱりこういうところで市が改修してないんだということも説明をさせていただきたいというところがございます。

○杉原委員 やっぱり、ターゲットに対する情報発信が渡ってない感じがします。

今、SNS、備前市でもやられてると思う。それで横断的に情報をまくということは可能でしょうか。

○高坂施設マネジメント推進課長 インスタグラムとかがあったかは分かりますけど、備前市のLINE、登録されてる方にはプッシュ通信で、プッシュで送らせていただいたところではございます。

ほかに、SNSで発信できたかどうかというところは、不明なところがございます。

○杉原委員 スピード感を求めるんだったら、やっぱりSNSだと思います。18日は、あしたです。20日までの開催までは3日あると捉えられるので、例えば企画課、観光、それとスポーツ、横断的にというのはそういった意味です。それぞれが持ってる部署で、それぞれのフォロワーがいらっしゃると思う。それで、ターゲットに関しての課題感、その施設を利用されている方、また若い方とかに、横断的、網羅的に来てほしいということは、今後の課題としても、今すぐ対処的に行われる情報の発信としては、プッシュ型通信ももちろん有効とは思いますが、若い世代は、30代、40代、子育て世代も含めて、SNSをよく見てるわけです。今、Instagramの備前市の中にあるところでも、まだリーチはかかろうかと思うが、すぐに動くということとはできますか。

○高坂施設マネジメント推進課長 はい、もうすぐに動きたい、動けるところは動きたいとおっております。

○杉原委員 それだけでも、知るということにもなろうかと思う。また、日時の設定、土曜の18時から20時となると、なかなか集まりにくいかもしれないし、どっちなんだろうなと思うので、そういったことも御意見いただきながら、今後、今回はこの件に関しての初めての開催だったと思うが、後々、タウンミーティングが開かれるときには、行きやすい時間であるとか適正な

情報発信がされれば、より市民が参加しやすい形になろうかと思います。

○青山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、総務部の所管事務調査、お聞きしたいようなことがありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、総務部の報告、所管事務調査を終わりたいと思います。

続きまして、総合政策部の報告事項、まずありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、所管事務調査ということで、尾川委員。

○尾川委員 地域未来交付金について、一般質問もさせてもらったけど、結局どの程度、市として取組されとんか、県の動きも新聞で情報を得るぐらいのもんで、具体的に、備前市の産業に対してどうするとか、観光施設にどうするとかというのは出てきてないけど、これはやっぱり上から全部、国から指定された形でもって、資料を見たら、1月までに、令和8年1月募集ということで、戦略産業クラスター関連事業とか地域産業、地場産業という3種類に分けて新規事業を募集しとんですけど、そのあたりの備前市としてのスタンスは、これは各事業体が直接申請で行うんか、詳細を教えてほしい。

○榮総合政策部長 尾川委員の御質問に対する御答弁に関して、資料を作っておるんですけども、これから配付をさせていただくまでに休憩をいただければ、その間で配付させていただけるんですけども、よろしいですか。

○青山委員長 休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時46分 再開

○青山委員長 休憩前に引き続いて総合政策部の所管事務調査を行います。

○榮総合政策部長 尾川委員から、一般質問におきましても、それから先ほどの御質問の中にもいただきましたところの地域未来交付金のことにつきまして、分かりやすいように表に整理をさせていただきましたので、説明のお時間をいただけたらと思います。

まず、地域未来交付金ですけども、現在、高市内閣が進めているということで、その前身と前々身というのがございまして、元岸田内閣当時のデジタル田園都市国家構想交付金、こちらが基になっております。

そのときから、既に4タイプが設定をされております。

まず、デジタル実装タイプということで、これはソフト事業で、こちらのほうはデジタル技術を活用して地方の活性化や行政、公的サービスの高度化、効率化を推進するために、デジタルの実装に必要な、そういったための必要な経費を支援してもらえということで、備前市は令和5年の当初から使っておりまして、内容については、スマート交通とかスマート水道メーター、以下、各年にそういったものを使って、電子黒板等も整備をさせていただいております。

その右隣ですけど、地方創生推進タイプがございます。

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組を支援ということで、これもソフト事業ということで、備前市では令和5年度から、伝統美術工芸品を活用した地域振興事業ということで、瀬戸内市との広域連携事業の財源として、事業の財源としてこのデジ田の交付金を活用しております。

それから、その右隣ですが、地方創生拠点整備タイプ。

これはハード事業になりまして、観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備など支援ということで、このタイプにつきましては、デジ田の当時ではなく、その次の石破政権のときの新しい地方経済・生活環境創生交付金、こちらの交付金を、次の世代の交付金を使いまして、備前市では伝統産業会館の改修の財源としてこちらの事業を、交付金を使っているということになっております。

それから、一番右隣が、今回、尾川委員から御質問等をいただいているところになるかと思えます。

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ、こちらがハード事業でして、内容といたしましては、産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援になっております。

これについては、備前市では今のところ該当がございませんが、全国でも一番当初のデジ田の当時から全国で4つだけが指定されておりまして、北海道の千歳市、岩手県北上市、広島県東広島市、熊本県菊陽町の4団体で、全て半導体の生産拠点ということで、こちらが産業クラスターの形成というもので使われているものでございます。

それで、御覧いただいておりますように、四角で囲んでるところが継続事業というもので、なっております。ただ政権が替わるたびにその交付金の名称が変わってくるというところで、その計画書も変わるというところで、今回、その一番右の産業クラスターの形成に係るところも、もともとデジタル田園都市国家構想の交付金だったものが、継続的にこの交付金を使っておりまして、現在は地域未来交付金の形を取っております。

こういった団体につきましては、継続事業のため、先行団体として自動的にその交付金の計画に、地域未来戦略とか、そういったものに最初からのせられるものになりますので、これが先行団体ということで、これ以外の後発団体につきましては、まだ県が今調整、計画書を作っているものに、それもベースに含めまして、国で地域未来戦略として、予定ではこの6月に取りまとめをするという情報を聞いておりますので、後発団体につきましては、まだ計画に何ものっていないという状況でございますので、当然、その交付金にも対象にもものっていないということで、これについてはまだ、こちらは産業振興で確認していただいた情報ですが、財源等の調整についても、まだ調整中で、国のほうで調整中ということを知っておりますので、しばらく後になろうかと思えます。

そういった御説明になるんですけども、そういった御説明で御理解いただけたらということ

で、この資料を出させていただきました。

○尾川委員 要するに、いろいろ国から出とんですよ、見とると思う。具体的に言うたら、質問もしたけど、山陰・山陽に広がる多様なコンテンツということで、例えば水木しげるロードとか、岡山県では吉備津神社とか、森の芸術祭、全部言わんです。ちょっと言いました備前長船の刀剣博物館が、多様なストーリーやライフスタイル、この補助金が出るということに理解しとんじや。何で備前市が、こういうところが欠けてくるんかと。

それから、今、話があった、ラピダスとかキオクシア、それと熊本のJASMは、国を挙げて対応しとると。

だけど、備前市にも、ファインセラミックスをやつとるところもあるし、そういう企業について何らかの補助金を出して設備投資なり何なりするような動きが、とにかく榮部長が、人材は限られとるし、あんたの実務もあるし、ただその辺の取組が欠けとんじやねえかと、こう出とる。

具体的には備前市は竹田鉄工が出とる、実際、こういう資料の中へ。備前市を越えて直接県に行きょうんか、それとも国に行きょうんかを解明して。何もかんもやれと言うたら、限界がある。部長が全部、全セクションに市長に代わって指示を出すわけにいかんし、よう分かるんです。だけど、こういう大事な、そういう文化的な営みが日々の生活の中にというんで、これへ出とるということは補助が出るということじゃと、そういう理解しとる。

備前市として声かけて補助金をもらいましょうというふうに、今いろいろ聞きょうたら、スマートメーターとか粗大ごみ収集システムのように限られてきとる。それより、もっと企業とか備前市の産業界のほうへもう少し視点を置いて、備前市ばあもらうわけにいかんというのはよう分かるが、そのあたりのことをお聞きしたい。

○榮総合政策部長 先ほど情報として、尾川委員からお聞かせいただいた竹田鉄工さんを含む補助金が、地域未来交付金に該当するかどうかというところが、まだ確認が取れていないので、そこはもしかすると別の交付金、補助金、経済産業省から直接企業のほうに行った補助金なのかもしれないという、ちょっと推測になるんですけども、そういう現在の見方でございます。地域未来交付金は必ず自治体を通ってきますので。

もう一ついただきました備前市も、一番右側の地域構造の転換も、この先、考えていかなくちゃいけないというところですけども、現在、国から、またどういった、全容というか、全体の計画が出てくると思いますが、今回、国の戦略をつくるに当たって、自治体の手挙げとか、そういう末端の自治体の手挙げ方式というのは採用されていないと見ております。

そうでなくても、やってもいいんじゃないかという御意見と思うんですけども、これについては、当然、国と、自治体と企業と一体になって取り組んでいかなきゃいけない、本腰を入れてやっていかなきゃいけない。といいますのは、資本の投下というのが相当な巨額になってまいります。恐らく途中で引き返すとか、そういうことができないので、万が一、途中で引き返すふうにしたときに、そのときの責任の所在ですね、そういったものも明らかにした上で計画を立てて実行するといったような相当の覚悟が必要になる事業だと思われるので、これからちょっと、そ

ういった意味でも、どこまでの規模のものを国のほうが提案というか、してくるのか。それに、備前市として応じられるかどうかといったあたりは、全体の地域未来戦略を見てみないと、ちょっと今のところ分からないという状況でございます。

○尾川委員 要は、そういう組織をあなたに全部やれと言うたって、担当外もあるし、そこまで口出すかというたら、いろいろ制約があると思うんで、そういう組織をつくって、地方創生交付金、あるいは戦略、地域未来交付金どこまでやるんか、政府が替わりや、総理大臣が替わりや、またやり方は変わってくるし、どこまでついていくかという、それで県の動きも、7月、8月でもう決めると、要する業種指定すると。そのあたりで対応をもう少し、担当者を決めて組織的に、実際問題としてそれだけの専従班みたいなのをつくって対応していくと。将来の備前市の企業をどうしていくかということを考えてほしいというのがある。

県なんか見ても、学識経験者を見ても、本当に備前市のことを考えてくれとんかなというのがあるって、何か新たな企業を備前市でつくっていくというようなことをやってほしいなという、そういう意味で、問題提起と。何で備前市の観光地が、美術館が出んのんならということにならあ。ぼやっとしとんじゃねえかと言うたら言葉は悪いけど、担当者がな。そこまで気が回らんと。

○榮総合政策部長 尾川委員がおっしゃいましたように、総合政策と、産業観光のほうと、これから一体になって情報収集に努めてまいりたいと思います。

○尾尻委員 地方創生交付金ですが、この割合はどんぐらいの割合ですか。例えばデジタル実装タイプとか地方創生推進タイプとか、この割合が多分あると思うけど。

○榮総合政策部長 割合というのは、国のほうで予算を振り分けている割合ということでしょうか。

○尾尻委員 地方創生交付金とは、例えば空き家活用事業とか、いろんな事業にできるようと書いとんですけど、それに対して割合ですか、例えばスマート事業には1億円あれば1,000万円とか2,000万円とか、こういう割合はどうかと思ひまして。

○榮総合政策部長 まず、地方創生交付金を示させていただいたのは、今回、その3つですね。デジタル田園と新しい地方創生、地域未来交付金、こちらのほうを合わせた総称といいますか、タイトルとしてこういうものを使わせていただきました。紛らわしいタイトルをつけてしまって申し訳なかったんですけども、以前、国の地方創生交付金という名前のものがありまして、それはもっと前の段階での交付金であったと理解しております。

それで、委員がおっしゃった空き家等に使うことができる交付金は、今回お示ししている中のメニューでは、まずないと御理解いただけたらと思います。

それからもう一つ、各事業について割合といいますか、取り組むものについて国から補助率というのも示されておまして、国が誘導したいもの、例えばデジタルの中でも最先端のものを誘導して、先進事例としてこしらえて、それを横展開、全国にしていくというものに手挙げをするのであれば、通常2分の1の補助であるところが3分の2とか、そういったような手厚い補助に

なりますよというメニューも、この中に、デジタル実装のタイプの中にさらに分かれているといった形になっております。

もちろん、市から取り組む一つの事業に対する事業の上限というのも、国から設定をされておりまして、1億円だったり1億5,000万円だったり、そういったものは各事業で設定をされているというのが仕組みになっております。

○杉原委員 地方創生推進タイプの継続中の瀬戸内市との連携は、何か教えていただけますか。

○木和田企画課長 こちらの事業の内容ということでございましたら、観光振興課が所管となっておりますので、そちらのほうでの御確認という形でもよろしいでしょうか。

○杉原委員 これでも予算について、その事業自体は走ってるという認識でいいんでしょうか。

予算がついて走ってるという理解でよろしいでしょうか。

○榮総合政策部長 はい、予算がついて、走っております。

○杉原委員 また後日、お聞きします。

○尾尻委員 このインフラ整備推進タイプですが、4つの件で設置されるんですかね。これは手を挙げてやるもんですか。国が決めるもんですか。

○榮総合政策部長 恐らくだと思うんですけども、国のほうが中心で、最初は走り出した事業だというふうに理解しております。

○松本副委員長 この地方創生交付金は、これは自治体だけに限らない、限るんですか。一般に、各業界、会社含めて、同業団体つくって、いかに国に、県に、補助金とか交付金を引っ張るかということで、虎視眈々と戦力を練ってますよ、それぞれの企業。だから、自治体が行うことと、企業が進んでると思う、こういうこと。

こういう方針は自治体向けとか企業向けとか関係なしに、一般的に出てくるわけですか。

○榮総合政策部長 こちらの要件といたしまして、必ず官民連携というのが条件についてまいります。

○松本副委員長 大型事業のプロジェクトについては、官ができることというのは案外しれてると思う。

やっぱり、民のほうが、各業種団体が、政府か、いろんなところに申入れ、こういう流れで決まってくるのが実態でしょう。そう考えていいですか。

○榮総合政策部長 先ほど答弁申し上げましたけれども、官民が連携して一体となって進めていく事業ということに尽きるかなと思います。

○石原（高）委員 観光、農業、水産事業ですが、これまでも農業関係で言えば、市長が、5反100万円という事業をよく言われますけど、この事業に対して、これも民間と行政が手を組んで進めていく問題ですが、これについて行政がなかなかついていけないというか、これをお願いしますと言っても行政のほうは前へ行かない。一緒に取り組もうとする意欲がなかなか感じないということをよく聞く。

こういうところをもっともっと市のほうは協力してくれるんか、そういうところをお願いした

いと思うけど、どうでしょうか。

○青山委員長 これはあれですね、農業を例に取ってということで。

○石原（高）委員 例に取ってです。例えば僕の思えるのが、建設、環境もそう、今日は部署が違うから質問しにくいけど、例えば吉永の南口の問題についても、こういう観光の面で補助金が使えるんじゃないかなということもあるけど、こういうことについて、建設のほうは考えているかどうかとかと、一生懸命、本当に考えてもらえるのかというのが、私は市民のときから思ってたけど、行政のほうがちよっと参加してくれないというところがあるんで、そういうところをしっかりと市長にもお願いしようかと思うけど、市の取組をもっと真剣に考えてもらいたいというのがあります。

一般的なもの、要するに行政、こういう問題は。できんでもええけど、取りあえずそういう市民からの声はいっぱい聞きますよということをちょっとしゃべらせてもらったというんか。

○榮総合政策部長 直接的なお答えになるかどうか分かりませんが、総合政策部のほうで財政を持っております。財政のほうでは、予算の査定等におきまして、新しい事業においては必ず財源のことを各要求部署に求めていますので、この財源、この補助金は使えないのかとか、そういった意味でこちらからプッシュをする、こういった交付金でありますと、官民連携をプッシュするのと同じく、その財源、財源と一緒に官民連携をお願いするといったところで、その部署が可能性を今度、中で検証するとか研究するとかというような形になるので、私どもの立場としては、そういう形で、検討、研究をお願いするということをさせていただくようになります。

○尾尻委員 この補助金を取ってくるというのは、僕は会社をやったので、すごい大切な部分だと思う。行政がそういう特化した部署みたいなんはあるんですか。

○榮総合政策部長 補助金を取るための部署は、現在、ございません。取りまとめとして、今、企画課がやっておりますけども、補助の申請の内容等の検討、研究は各部署でお願いをしているという状況でございます。

○尾尻委員 この補助金はすごいいいもので、会社にとっても本当に、社労士なんかを雇って、専門分野を雇ってと思うけど、いつも行政は、コンサルに出してるとか専門分野に出してますとかと言うけど、なぜそこで出さないのかなと思う。部署がないんだったらその専門の業者を雇う、そういうところにお金をかけて、補助金を取るような仕組みをつくっていただければいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○榮総合政策部長 そちらのほうも確かに一つの方法だというふうに思います。ただ、それが最終的に実を結ぶかどうか、確実に補助金が、多額の補助金が取れるというような見込みがあるのであれば、コンサルを入れて、申請の段階からきっちり綿密に、商工加算費といいますか、そういった作業をコンサルにお願いできるものもあるかなと思うんですけども、なかなかそこで、例えば補助金が不採択になった場合とかというのを考えてみますと、それまでに投資したコンサルのお金というのもちよっと無駄になるといいますか、そういったリスクもございますので、物によってというのか、場合によってはそういうコンサルをお願いするものも考えていかなきゃい

けないかなというふうには思っております。

○尾尻委員 今、大分いろんなコンサルを雇ってると思うけど、それが全部実を結んでるのかというと、多分、結んでないと思う。だから、やっぱりコンサルを雇うことによって、市民に還元できる仕組みをちゃんと、行政の役割と言え、市民が安心して暮らせる、法律や条例に基づいて公共サービスを提供し、地域を運営するということがあると思うんで、あともう一個、僕は、やっぱりお金を国から取ってきて市民に還元するというのが大事だと思う。

だから、それがもったいないというのであれば、スペシャリストみたいな社労士を雇って、役所でやるような考えをやってもらいたいですね。

○青山委員長 今の地域未来交付金については、もうよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

その他でありましたら。

○森本委員 一昨年前あたりまで、備前市が夕張やとかという話になりながら、最近ちょっと備前市はお金があるからと、一般質問等でもそういう言葉が出たりしてるけど、令和6年の決算で、たしか基金合わせて104億円ぐらいあったとは思いますが、最近、財調を取り崩してどうのという話も一般質問では出たりしてるけど、財政課としては、この財調の考え方として、どれぐらいまではキープしておきたいとか、多分、財政課としては使いたくないと思うけど、そこら辺の考え方を決めておられたら、お伺いできたらと思う。

○三宅財政課長 何回か、そういった御質問があって、実際に、今は財政調整基金については、恐らくは令和7年度についても取崩しなしでいけそうな感じになっていると。そうなったときに、大体、財政調整基金自体で70億円ぐらいになるという形になったときに、確かにこの70億円が多いか少ないかという形をどう捉えるかになります。

今年度の一般会計の補正予算も通じていくと、220億円なり225億円ぐらいだったと記憶してますけど、その率でいうと225億円であっても約30%ぐらいでしょうか。30%が多いかどうかについて、どう捉えるかですけれども、一般的には20%程度とかというようなお話もありますが、財政調整基金については、基本的にこういった予算を組むときの調整弁になってる部分と、あとは緊急時、災害があったときとかについて、やはり取崩しをして、それで災害に一時的に充てると。当然、後から、国の補助金とかをもらったりすることはあるんですけども、そういう蓄えがないと予算が組めないということも心配になって、なるべくあったほうがいいという形になっているのは現実としてあります。

ただ、それを残し過ぎだと、本来そのときに収入があった部分について、家計で言うとどんどん貯金に回しとっても、最終的に使うのは自分だからという考え方もできますけれども、備前市全体で考えたときに、これは、例えば今の世代がためたものを次の世代が使うとか、そういった部分をどう捉えるかになります。

そのところで考えたときに、あまりため過ぎて、もちろん後ろの人のためにはすごい、いいことですから、ただ自分らのために使ってほしいという思いもあるのも、それは事実なんで、これ

だけあるのであれば、少し今の人に還元してもいいんじゃないかという考え方があるかも知れませんが、これについては、最終的には、執行部なり市長なりの考えで、今となってそういうことは、苦しい財政、苦しい民間の状況とか、そういった部分に活用できるところを、国の、今回お話もありましたとおり、国からの交付金を生かしながら、一部、そういう財政調整基金を活用するとか、そういった部分で補填するということで、皆さんにも還元できる形もあっていいかなとは思いますが、特に趣旨としては、上限を決めているかという形であれば、今のところは決めてはいないということでございます。

○森本委員 順調に積立てをされてるということで理解しときますけど、先ほど課長が言われたように、何らかの形で、また市民の方に還元できるなら、ある程度の金額へ来たら、またしっかり考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○尾尻委員 この財政調整基金は、ここ何年間で使ったことはあるんですか。

○三宅財政課長 令和3年度に、たしか1億7,000万円ほど取崩しがあったように記憶していますけれども、それ以降は、今のところ、取崩しなしで運営しているというところでございます。

○尾尻委員 目的は何だったのか、聞いてもよろしいでしょうか。

○三宅財政課長 こちらについては、予算の中で、収入と、歳出歳入を合わせる中で、ちょっと歳出が多かったんで、特別な全体的な予算規模が大きかったということで充当して、何かの事業をしたからという形じゃなくて、全体的な部分で、収支が足りなかったんで、基金から取り崩したという状況でございます。

○尾尻委員 赤字を補填したということでよろしいでしょうか。

○三宅財政課長 もともと貯金を取り崩して使う予定だって、その貯金を使ったという、あくまで赤字補填という言い方がいいかどうか分かりませんが、行政のやり方としては、もともと予算を組んでいたものですから、その貯金を取り崩す予定はありますよという形で、その金額をもって、その金額内の取崩しで、最終的には歳入歳出をプラスにしたという形になります。

○尾尻委員 積み立てるということは、将来何かがあったときとかのために積み立てて、でも一方で必要な事業まで抑えてやってると思うんです。何年か前といいますと、前市長のときには、インフラ事業なんか、建設業の工事は判こが押されないまままっけていて、それが期限が切れると、その資金をそっちのほうへ回していたとか、それはどうなんですか。

○三宅財政課長 議員の指摘の答えになるかどうか分かりませんが、財政調整基金は何で積み上がるかという形をまず前提で言いますと、年度が終わりまして、最終的に歳入歳出の決算が行われます。例えば6年度の決算で言うと、大体8億円程度、残余金がありましたということになったときに、法律上、2分の1以上は積み立てないといけないという仕組みになってます。

なので、先ほど言ったように、8億円残余金があれば4億円積み立てるということで積み上がっていくという仕組みになっています。

ですから、委員が思われたように、例えば予算を持っとった事業が行われなかったという形に

なったら、確かにそこで残余金が出て、その2分の1は積み上げるような状況があったやもしれませんということは言えるかなとは思います。

○尾尻委員 建設業の仕事が本当に全く出なかった時期がありましたので、そういう意図があったのかなとは、よく勉強になりました。

○森本委員 それでは、市営バスですけど、緑陽高校を市内の人に、高校に通ってほしいということで、三石とか吉永からもバスの通学を進めていて、緑陽高校のホームページに侵入したら、バス通学もできるんですと書かれてます。

確かに朝の連結はいいみたいですけど、帰りがなかなか連結ができなくて、お話をお伺いした方は、吉永まで帰って、バスで帰って、吉永から一駅、三石駅までJRを使って、それから自分が乗ってきたバス停のところまで歩いていくという話になっていて、もし帰りが連結していないのであれば、三石まで乗ったところから帰れない状況であれば、これは最終的には市のほうのホームページに侵入するけれども、やはり緑陽高校に行っていたきたいという思いでつくったバス通学だと思うので、やはり帰りのところまでもしっかり面倒を見ていただいて、確かに人数としては一人、二人かもしれないけど、できないのであれば、最初から、行きは連結してますけれども、帰りはこういう状況を使ってくださいとかというふうに載せていただくように、緑陽高校とか、また市のホームページもしないと、やはりこのホームページだけを見て、行けますよと言われたら、行けるんだといって、受験される方もいると思うので、担当課としては、これは情報としてはもう確認されてるのか。今後、どうしようと思われてるのか、お聞かせください。

○河上交通政策課長 その情報につきましては、緑陽高校は、入学して定期券の交付を、窓口に来られた際に、実際に、委員は夕方と言われましたが、朝もちょっとつながが悪いというお話を聞いてますので、朝夕の便を追加する形で、今ちょっと調整をさせていただくとところなので、もうしばらく待っていただけたらと思います。

○森本委員 結局、追加ということは、対応していただけるということで、それはいつぐらいとか、決められておりますか。時期が分かれば教えてください。

○河上交通政策課長 時期はなかなかはっきりは言えませんが、早いうちにしていきたいと思っております。

○尾川委員 県立高校の統廃合というか、再編というか、要するに緑陽高校のことについて。

○木和田企画課長 再編につきましては、備前市がそういったところについての関与というか、そういったコミットをするところではないですが、高校の存続ということであれば、備前市として、企画として、高校の魅力化ということで、先ほど申し上げました、例えば通学に対する補助とか、そういったインセンティブを与えて、高校のほうにぜひ来ていただくと。また、高校のカリキュラムについては、お話しできないですが、そういった面で、魅力化を高めて、再編にならないような形を取っていくという形が進んでいくのではないかというふうに思っております。

○尾川委員 市長の報告の中で、県の教育委員会の主催かどうか分らんけど、その再編のヒアリングがあったというふうに触れておられたと思うが、新聞では、再編対象校は、2027年度

はなしということになっとなんですけど、備前市の現状からして、3年間、再編計画の統廃合の基準は、もうのうなっとなと思うとったら、まだ生きとるらしいんで、そのあたりの懸念は、この間ヒアリングがあつて、どういう答弁されたんか、説明があつたかどうか忘れたけど、それに触れてもらえたら。

○木和田企画課長 確かに、今、緑陽高校さんともいろいろ話をしている中で、そういった再編の基準とか、そういったところは確かに先ほど委員おっしゃられたように、定員の100人ですか、そちらが3年間続けばという形を基準としているというのはお話の中であったんですが、備前市、要は市内に1校しかないような高校、もしくは特殊な学科、そういったものを持たれているところであれば、その基準からは一定期間、そういった判断基準からは一応除外するというふうな話は聞いておりますので、今の段階で定員のほうが割れているということではないですけど、今後、そういったことになってくれば、その要件等が、また別の要件として、緑陽高校であるとかは見えていただけるのではないかなというふうな理解ではおります。

○尾川委員 緑陽も含めて、邑久と和気閑谷高校の応募者数、応募の状況二、三年のをもらえたらと思うけど、その辺、何かあつたら。

○木和田企画課長 ちょっと手元には確かに数字はございませんが、当然そういった数値につきましてはこちらのほうも把握をしていく必要がございますので、そちらのデータを集め次第、また御報告を都度させていただきたいと思います。

○森本委員 デマンドタクシーで確認ですけど、利用者の方から、目的地が公共施設までとかという話をされて、バス停まで行ってもらえないというお話をされた方がいらっしゃったんですけど、制度的には、今、どういうふうになってるんでしょうか。

○河上交通政策課長 運行当初から、そういった取決めにはなっていません。JRの駅、バス停、公共施設、病院、買物、そういった形で行けるところはございますので、そこが行けないということは一切ございません。

○森本委員 運転手の方からそう言われたというお話を聞いたので、できれば一度、確認の上、統一をしていただきたいと思います。お願いできますでしょうか。

○河上交通政策課長 はい。もちろんそういうことはあつてはなりませんので、運転手に共通して、情報共有を図ってまいります。

○森本委員 時間延長のことを言われる議員も多いけど、これはタクシー業界の方としっかり話をさせていただいて、1時間延長になったのも、大変タクシー業界としては厳しいというお話も聞いておりますので、そこは慎重に取り組んでいただきたいと思います。

意見としては、デマンドを導入したからタクシー業者が潰れたんだと言われながらも、時間を延長してくれとか、私としては矛盾を感じる点もあったりするので、タクシーは最後のとりでだと思いますので、その辺はしっかり協議させていただいて、慎重に取り組んでいただきたいと思います。けど、いかがでしょうか。

○河上交通政策課長 我々も委員の思いと全く同様でございます。この市からタクシー業界がな

くなるということは大変駄目なことでございますので、これまでも引き続きタクシー事業者等々と協議を重ねてまいりまして今に至っておりますので、引き続きそこはおろそかにせず、進めてまいります。

○尾尻委員 午前の部までしかなくて、午前の部が終わった方らが、自分らのタクシーで、また送り迎えをやっているという実態があるけど、それは御存じですか。

○河上交通政策課長 その件については把握しておりませんし、情報も入っておりません。そういった情報を委員が御存じであれば、また教えていただけたらと思います。そういった行為は違法になりますので、よろしくお願いします。

○尾尻委員 これは違法になるんですか、一応デマンドタクシー、僕は役所の方に聞いたけど、この話は。自分のタクシーで送り迎えするほうがお金がいいと。お金がいいからデマンドタクシーで一応始めたけど、デマンドタクシーを午前の部までやって、昼からは自分のタクシーで送り迎えをやっている、こういうことですけど。

○河上交通政策課長 申し訳ありません。ちょっと認識不足でした。デマンド運行時間が終わって、御自身のタクシーの運行は全然認められております。

○尾尻委員 僕らからしたら、ちょっと見たら何をやってるのかなと思う。タクシー業界を困らせたくない、これも当たり前の話だと思っていて、それによって市民が困っている。その辺の改善はおありですか。

○河上交通政策課長 恐らく委員おっしゃられるのは、タクシー業者がデマンドを運行していて、その間にタクシーがないという状況がどうかということだと思います。確かに個人事業主のタクシー事業者であれば、やはりほかの運転手がいらないというところもあったりして、そういう状況は把握しております。

ただ、市内にもまだまだほかのタクシー事業者もございます。そういった辺のタクシー事業者を活用していただきながらお願いしたいと思っております。

○尾尻委員 この間、立川議員の質問でもあったと思うけど、呼んでも、ちょっと忙しいから来れないとか、今そういう状況が出ていると。それなのに、タクシー業者を辞めてデマンドを昼までやってるのはなぜなのかとか、そのヒアリングとかはしたことはあるのかどうかを聞きたい。

○河上交通政策課長 ヒアリングというか、意見交換という形では行っております。ただ、最近はやっと行われてないので、また定期的に開催したいと思っております。

○尾尻委員 これはやっぱり市民の方が困っているの、早い対応をよろしくお願いします。

○河上交通政策課長 はい、頑張って意見交換してみたいと思います。

○松本副委員長 私は市営バスの件について一般質問もしたけど、基本的には、地域の1人や2人ならあれですけど、例えば40人、50人という高齢者集団がいる地域について、その要求を聞いてあげる立場で、いろんな対応するべきということをまず1つ言いたい。

というのは、どうしてバス路線が不可になる、延長できんのかとか、停留所ができんのか、不可となった理由を具体的に上げてもらって、この前、資料を出してもらったけど、道路の幅員の

不足がある。これも、例えば土地を提供してくれて、ちょっと道幅を広げる対応ができれば、それをクリアできたらオーケーと解釈してるけど、それでいいですか。

○河上交通政策課長 市営バスにつきましては、法令であります車両制限令に伴って運行しております。これまでも一般質問等で市長等が御答弁した中で、警察に協議を行う必要があります。

そのときには、車両制限令の第6条になりますが、通行する車両の幅の2倍以上の車道幅員が必要というところになります。ですから、今現在、例えば1.88メートルのハイエースが運行していて、それに伴う車道幅は3.76メートル必要になってきます。そういったところを警察は基準としてチェックしておられまして、当然我々も市民から要望がございましたら通してあげたいんですけど、やはりその安全面のところから、そこら辺の規制でもうちょっとルートを考え直さないという形で、意見照会等を行えば意見が返ってくるという状況でございます。

先ほど委員言われましたように、道幅が広がって、その基準をクリアできれば運行はできるという形になります。ですけど、そのルート上の一部が広がっただけでは駄目なんです。

○松本副委員長 要は、たまたま10メートルが足らなかった。そこをちょっと拡張すれば、これは運行可能になるということで理解していいですか。

○河上交通政策課長 その10メートルが、幅が不足していて広げたということであれば、そこは可能にはなります。

○松本副委員長 Uターンするのにそういう条件もあるんですか。

○河上交通政策課長 車両制限令的には、Uターン等々の法令的な基準はございませんが、やはり安全というところから、通常の観光バスであれば、ガイドが乗っていて、バックするときは後ろを確認しながらバックをしますが、路線バスはそういった状況ではございませんので、Uターンするときに切り返し等を行わないということで運用しております。

○松本副委員長 例えば同じタイプの通園バスが行くのに、市営バスは行けないとかというのは、普通あり得ない。通園バスが許可出て、市営バスは不許可、運転手が、安全上、後ろが見えんとか何とかと言うたら、それが、理由が通るようなことはないでしょうね。

○河上交通政策課長 確かにそういう矛盾は発生しておるところにはなりますかね。

○松本副委員長 老人で本当に足が悪くてというのは、本当に地域回ったら困ってる人言うておるわけです。さらに、これから増えてくるわけです。だから、その辺について、運転手の問題があるいうふうに言うんなら、そこを何とか工夫してくださいとか、何とか実現してあげるという立場で、どこまで市が働きかけるというか、説得するというか、そういうことまでやるとか、極端に言ったら、幅員が足りないなら5メートルぐらいなら、この辺については、市の財政的に道路拡張工事を含めて必要だとか、そういうことも含めて、これから必要になってくると思う。

要は、口先では、市民の足を守る、完全にどうのこうのとか、いろいろ言いながら、本当に我々から見たらこれぐらいのことが何でできんのかと思うことがあるわけです。

地域の人が、我々署名活動でもやるかと、町内会で決議してる。市役所へ言うていこうとか、そういう意見まで含めて聞くわけです。これからどうなるか分かりませんが、やっぱりそ

いうことも、住民の意見はちょっとしたことなら改善してほしいというところで、問題になってくるケースには、私は柔軟に対応してほしい。また、住民の移動を守る立場で対応してほしいということと思う。

これからどうなるか分かりませんが、以上、要望して、意見だけですけど。

○杉原委員 別件ですけど、一般質問で松本議員が質問された件の確認、住宅リフォーム助成補助金について、令和8年で1,500万円、5月18日には募集は終わってると思うけれども、それに対しての市の見解をお伺いしたい。

○木和田企画課長 こちらのほうは、市長答弁させていただきましたように、予算は確かに早い段階で終了いたしました。今年度、この事業、いろいろ要件を見直したところもあるんですが、そういったところを今回、検証しまして、予算は今の段階で増やす、増やさないというところは確約はできないですが、その要件等を今後見直すことで、もっと活用されたい方、そういった方について使い勝手のよい事業にしていこうという考えで、今の段階では考えております。

○杉原委員 要件は何が変わったんでしょうか。

○木和田企画課長 主な点を申し上げますと、まず補助の対象工事費が昨年は100万円以上の工事であったんですが、これをなるべく使いやすいということを考えまして、50万円からを対象の工事とさせていただいております。

あともう一点、昨年度、こちらもしリフォームの内容、補助の内容で、段差の解消というところが、1点要件としてあったんですが、それは住宅を今後長く使っていただくというところで、この要件を必ず必要かというところで見直しまして、この要件につきましては外させていただいたと。

あと、今回の予算の早期の消化の原因になったかどうか分かりませんが、年齢の要件を設けまして、60歳未満の方がその世帯の中にもいらっしゃる場合、この申請につきましては補助の上限額を50万円までにして、60歳以上の世帯、高齢の方というか、その世帯につきましては上限を20万円までという形で、ちょっと差を設けましたが、この点につきましては、それほど今回の予算の申請者の状況を見まして、そこまでの大きな要因ではなかったとは判断、分析しております。

○杉原委員 60歳未満の50万円までというのは、工事費として50万円、じゃなくて、補助の上限が50万円でしょうか。

○木和田企画課長 補助額として50万円なので、大本でこの補助の条件が工事費の20%が補助金になりますので、50万円ということは250万円の工事費に対する、250万円以上になれば補助金額の上限に満たされるという形になっております。

○杉原委員 要件に関しては3つ、御提示いただいた形だと思います。上限金額が100万円以上から50万円となったと。あとは、段差の解消、使いやすいような条件が緩和されたということ。あと、年齢制限に関してはあまり影響度はないのかなと思われてるところもあると思うけど、できれば一緒のほうで使いやすいのかなと思う部分もありましたが、特に影響なければ、そ

こは僕の感想だと思っていただいて結構です。

1, 500万円の内訳ですけど、これは何件ぐらい来てるんでしょうか。

○木和田企画課長 約40件の対象がございました。

○杉原委員 40件だとすると、1, 500万円の上限に達するまで40件で全部いったということですよね。そしたら、全部が上限の50万円にいつてるわけではないけど、収まっていったという形ですか。

これは、前年の2, 500万円の対象数から比べて件数は増えてるんでしょうか、減ってるんでしょうか。

○木和田企画課長 対象者の数は減となっております。

○杉原委員 去年もしくは平成30年から、数字の金額は出てるんですけど、件数自体の推移は、分かる範囲で結構ですが、去年は、今年は40件で減ってはいるということですか。

○木和田企画課長 こちらの事業が、過去から行っているんですが、令和6年度は事業実施をしておりませんので、令和4年度から申し上げますと、4年度の申請対象件数が103件、令和5年度が100件、令和7年度が44件となります。

○杉原委員 去年少なかったから、今年、さらに絞ったという傾向に見えるけど、それはそうですか。

○榮総合政策部長 こちらのほうが、去年少なかったからというのも一つ理由としてはあるかもしれないですけど、大きな理由の一つといたしまして、リフォーム補助の助成については、財源をまちづくり応援基金やふるさと納税の基金を使ってさせていただいております。やはり、こういった個人の資産形成等につながる事業というのは、なかなか市税とか交付税をというあたりでの説明がつきにくい部分もございますので、そういった他の地域から応援いただいたものでいうところで、この財源を充てておりますが、それが、平成30年の当時が、その基金が14億3,000万円ぐらいあったんですけども、現在は5億円を切るぐらいまで減っております。

そういったことで、もちろんそのほかの事業、給食費の補助とか、新しい事業ができましたので、そちらへ基金を充当を替えているということもありまして、その分、こちらの事業が縮小しているということも御理解いただけたらと思います。

○杉原委員 ふるさと納税の内訳も資料でいただいたことがある。学校の給食費とか、学生、子供、御家庭がある方が暮らしやすいようになっているのは大変すばらしいことだと思います。

一方で、5月18日にここは切れてるので、潜在的なニーズも明らかにあると考えられます。要件も緩和されていて使いやすいものになっていると思う。なので、市民としては、やっぱりもっとニーズがあると思います。

令和6年に関しては、全然数字が示されてなかったと思うが、それ以前に関しては、令和4年は103件、令和5年は100件、令和7年度に関しては44件になってますけども、要件の緩和と上限金額が変わったことで、市民のニーズは読み取れたと思うので、ここが復活するだけでも、何らかの予算が組まれればもっとやりたい人もいると思う。

それだけでなく、1, 500万円という上限が、過去8年間にわたっても一番低いわけなので、これは2, 000万円、例えばもう500万円もしくはもう1, 000万円ぐらい補正を積んでも、全員が50万円使っても、もう二、三十件は増えると思うが、それはどうでしょうか。

○木和田企画課長 先ほど部長がお答えしましたように、こちらの事業につきましては、財源がふるさと納税の基金を充てております。今後、目覚ましく伸びていくかといいますと、なかなか難しいところは委員も御存じかと思いますが、そういった状況の中で、事業費を単純に膨らませていくことも、当然、皆様に使っていただくことにはつながりますが、要件等をもう少し検討しまして、幅広くは使える形、ただ補助金額の上限なり、今の段階では何も申し上げられませんが、幅広く使っていただける制度に変更なりを検討してまいりたいと、そういったことで御理解いただけたらと思っております。

○杉原委員 ふるさと納税からの基金の拠出があるので上限がある。だから、1, 500万円以上は補正を組むことができないと考えられてるということでしょうか。

○榮総合政策部長 当初予算を組むときに、やはり、歳入に対する歳出といったものを基本に組んでおりますので、こういった補助金につきましては、当然、国から財源等が来た場合には、また途中で補正も考えることもできると思うんですけども、当初の固めた予算を、補助金という、利用がたくさんあるからという理由ですぐに増やすといった補正については、今のところ考えておりません。

○杉原委員 市民のニーズとしては明らかにあると思う。そこは前向きに検討してもいいのかなと思う一方で、補正を組むつもりも一旦はないという判断される根拠は何でしょうか。

○榮総合政策部長 先ほど課長が申し上げましたように、やはりこの制度に対して補助上限の50万円が適当なのかどうか、それから、皆さんに、できるだけたくさんの方に利用していただきたいというところもありますので、また途中で今までのルールを変更するという、年度の途中で変更して、また再募集をかけるというところは、こちらの側としてはしたくないといいますが、それはまた来年度、新しい制度として考えていきたい、補助要件を組み直して考えていきたいという気持ちでありますので、そういうところで、補正は考えていないということを理解いただけたらと思います。

○杉原委員 財源が伸びれば、今言ったことに対しても補正が組まれることとかはやっぱ有効になるんでしょうか。ふるさと納税からの拠出、歳入が増えて、例えばフリーで使える金額がちょっとあるので、補正が必要になったときにはそこから拠出するということが可能になるということにもなるんでしょうか。

○榮総合政策部長 それも先ほど課長が申し上げましたが、物すごく、これから年度途中で一気に何かが変わって、歳入がどんどん大きく増えるということは今のところ想定はしてございませんので、通常の今の予算のふるさと納税の歳入から見て、それとあと基金の今の残高から照らして、今年度は1, 500万円を決めておりましたので、これは年度途中で変えないという方針で進めていきたいと思っております。

○杉原委員 内容は理解できたが、市民のニーズがあるということも十分理解していただきたいと思います。

○松本副委員長 私は一般質問でして、もう予算が決まってるから仕方ないということで諦めたけど、財政がない、お金がないとかなんとかというのは、要は使い道の問題ですよ。ニーズがあって、あれば推進すべきだと思うし、基本的には。

令和4年とか5年とか、5,000万円出して、7年は2,500万円、ずっと下がってきてます。令和6年については、何とか交付、何とか基金ですか、出たから、それで代用しただけのことで、基本的にはもう額は下っていったるんです。このことは私もしたかったけど、今年はまだ予算決まってるから仕方ないわというて、さらに言わなかったけど、さっき彼が言ったように、ニーズがあるなら、やっぱりこういうことも考えながら、それを財政のこととかふるさと納税が集まらなかったとか、そういうことで、やっぱり話をそらすじゃないけど、言わないほうがいいと思う。

何に使うかということが大事ですから、決してニーズが下がってるわけでない。予算は下がってる。やっぱりこのことを冷静に見て、来年になるか分かりませんが、これからいいように対処してほしいと思います。

○木和田企画課長 各委員の思いとかも十分酌み取ってはおります。当然、そういったニーズがある、今回の申請の状況を見れば分かります。ですので、そういった制度をこれから再設定していく中で、そのあたりを踏まえた形で考えていきたいと思います。

○青山委員長 この件につきましてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○青山委員長 不慣れな進行で、昼過ぎましたが、皆さんの御協力で終わることができました。

それでは、総務産業委員会を閉会いたします。

午後0時04分 閉会